

許可事由一覧表

許可事由	許可基準	許可期限	必要書類	
1 転居	学年途中で転居し、元の学校に引き続き通う場合で、通学に支障がないとき（事前に学校長の承諾を得ること）	当該学校卒業までの希望する期間	学校長が発行した校区外学校就学承諾書	
2 転居予定	1年以内に転居が確実な児童生徒が、あらかじめ転居予定地の指定学校へ就学する場合で、通学に支障がないとき	転居の日まで（学年をまたぐ場合は更新手続きを要する）	建築請負契約書、家屋売買契約書等（転居先の住所が確認できるもの）	
3 住民票と居住地の不一致	特段の事情により、居住地に住民登録ができず、居住地の指定学校に就学する場合	事由解消までただし、年度毎に更新手続きを要する。	民生委員児童委員が発行した居住確認書	
4 身体的理由	障がい、病気等により指定学校への就学が困難であると認められる場合	当該学校卒業までの希望する期間	医師の診断書（申請理由に関連した内容記載のあるもの）	
	指定校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある近隣の学校に入級する場合	当該学校卒業までの希望する期間	不要	
	院内学級に入級する場合	必要な期間	不要	
5 昼間留守家庭（小学生のみ対象）	共働き等により、児童の帰宅時に保護監督者が不在であるため、児童の預かり先のある地区の指定学校に就学する場合。	当該学校卒業までの希望する期間	勤務状況等確認書（預け先により身元引受承諾書が必要な場合あり）	
	指定学校に放課後児童クラブがない場合で、近隣の放課後児童クラブがある学校へ就学する場合	当該学校卒業までの希望する期間	不要	
6 地域活動への配慮	所属する自治会、子ども会の属する地区の指定学校へ就学する場合	当該学校卒業までの希望する期間	所属する自治会長、子ども会長の在会証明	
7 兄弟姉妹への配慮（他の許可事由に該当しない場合）（「校区外からの募集により白鷺小中学校に就学している児童生徒の兄弟姉妹」を除く）	兄弟姉妹が指定校以外の学校に就学しており、同じ学校へ就学する場合（兄弟姉妹が当該学校に在学中であること）	当該学校卒業までの希望する期間	不要	
	校区外からの募集により白鷺小中学校に就学している児童生徒の弟妹で、白鷺小中学校に新1年生として入学することについて白鷺小中学校長の承認を得た場合（兄姉が白鷺小中学校に在学中であること。）（校区外許可基準の適用にあたって、この許可事由により入学した者は校区外からの募集により就学している者とみなす。）			
	上記以外で特に教育的に兄弟姉妹への配慮が必要な場合	教育的配慮が必要と認められ、兄弟姉妹が在学中の学校と同一中学校ブロック内で教育委員会が指示する学校へ就学する場合。		

許可事由	許可基準	許可期限	必要書類
8 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この表において同じ。）から中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この表において同じ。）へ	指定学校以外の小学校を卒業した者が、その小学校を学区にもつ中学校へ進学することが適当であると判断される場合	当該中学校卒業までの希望する期間	不要
9 教育的配慮	不登校・いじめ等真にやむを得ない理由があり、教育的配慮が必要な場合	当該学校卒業までの希望する期間	学校長の副申書等
10 就学変更区域	教育委員会が定めた就学変更区域に該当する場合	当該学校卒業までの希望する期間	不要
11 小規模特認校への就学を希望する場合	姫路市立小学校小規模特認校実施要領第4項に規定する就学の条件に該当する場合	当該学校卒業までの期間	学校長（小規模特認校）の副申書
12 その他	上記の基準以外で、指定学校を変更することが適当であると教育委員会が特に認めたとき	必要な期間	教育委員会が指定する書類

- 1 教育委員会は、必要がある場合は、表記載の必要書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 2 教育委員会の許可後、申請内容が虚偽であることが判明した場合は、許可を取り消すものとする。
- 3 許可期限に係る当該学校卒業までの規定は、義務教育学校の児童にあっては前期課程の修了までとする。